

衆憲資第73号

日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正国民投票の投票権年齢に関する検討条項）に関する
参考資料

平成24年2月

衆議院憲法審査会事務局

目 次

ポイント

- 第 1 憲法改正国民投票の投票権年齢に関する検討条項について……………
- 第 2 投票権年齢に関する検討条項に関する政府の検討状況……………

| | |
|--|----|
| 議論の背景 …………… | 1 |
| 1 憲法改正手続法 3 条及び附則 3 条の概要…………… | 1 |
| 2 3 条及び附則 3 条に関する経緯…………… | 2 |
| (1) 法案提出まで…………… | 2 |
| (2) 法案提出後…………… | 2 |
| [参考] 憲法改正手続法 3 条（18 歳投票権）についての議論の変遷…………… | 4 |
| 3 「年齢条項の見直しに関する検討委員会」の活動状況…………… | 5 |
| 4 民法の成年年齢の引下げに関する検討状況…………… | 5 |
| 各論点に関する議論 …………… | 7 |
| 1 投票権年齢と公職選挙法上の選挙権年齢との関係…………… | 7 |
| (1) 委員会における議論…………… | 7 |
| (2) 参考人・公述人の意見等…………… | 8 |
| 2 投票権年齢と民法上の成年年齢…………… | 11 |
| (1) 委員会における議論…………… | 11 |
| (2) 参考人・公述人の意見等…………… | 11 |
| (3) 選挙権年齢と成年年齢との関係…………… | 13 |
| 3 他法における年齢条項との整合性及び経過規定…………… | 15 |
| (1) 委員会における議論…………… | 15 |
| (2) 参考人・公述人の意見…………… | 18 |
| 年齢に関する立法例 …………… | 20 |
| 1 年齢に関する立法例…………… | 20 |
| 2 主な法律の論点…………… | 23 |
| (1) 公職選挙法…………… | 23 |
| (2) 民法…………… | 25 |

| | |
|--------|----|
| (3)少年法 | 26 |
|--------|----|

| | |
|---------------|----|
| 諸外国の状況 | 27 |
|---------------|----|

| | |
|-----------------------|----|
| 1 諸外国における選挙権年齢及び投票権年齢 | 27 |
| 2 主要国（G8）における各種法定年齢 | 28 |

| | |
|----------------------|----|
| 住民投票における投票権年齢 | 29 |
|----------------------|----|

[付録]

| | |
|--|----|
| 法案の審議経過及び国会・政府の動き | 31 |
| 世界各国・地域の選挙権年齢及び成人年齢 | 33 |
| 世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢（下院） | 34 |
| 世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢（上院） | 35 |
| 世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢分布（下院） | 36 |
| 年齢条項の見直しに関する検討委員会（第2回）（平成19年11月1日）配付資料 | 37 |
| 年齢条項の見直しに関する検討委員会（第4回）（平成22年4月20日）配付資料 | 38 |
| 法制審議会「民法の成年年齢の引下げについての意見」（平成21年10月28日） | 42 |

ポイント

第1 憲法改正国民投票の投票権年齢に関する検討条項について

日本国民で年齢満18年以上の者は、国民投票の投票権を有する。(本則第3条)

国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。(附則第3条第1項)

の法制上の措置が講ぜられ、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間、国民投票の投票権を有する者は、年齢満20年以上の者とする。(附則第3条第2項)

【憲法改正国民投票の投票権年齢】

憲法改正国民投票の投票権年齢については、多くの国民、特に、これから将来の日本を背負って立つ若い人々に参加をしてもらいたいという考え¹や、諸外国の事例等を参考にすると18歳が世界標準であること²等から、本則第3条で18歳とされた。

【附則第3条第1項の趣旨】

ただ、現在の選挙権年齢及び民法の成年年齢はいずれも20歳であるため、これらと投票権年齢との間には差異が生ずる。

この点、提出者は、投票権年齢、選挙権年齢及び民法の成年年齢を18歳に合わせていくことが必要との考えを示している³。

投票権年齢と選挙権年齢を合わせるべき理由として、提出者は、同じ参政権であるこれらの権利の年齢を同一にすることが国民の理解を得られること⁴、諸外国でも選挙権年齢と国民投票の投票権の年齢が同一である例がほとんどであること⁵を挙げた。

また、民法の成年年齢とも合わせるべき理由として、提出者は、選挙権年齢が戦後間もない頃25歳から20歳に引き下げられた際に、民法上の判断能力と参政権の行使に

¹ 第166回国会参議院日本国憲法に関する調査特別委員会会議録第4号(平成19年4月19日)30頁(船田元議員)

² 注1参照

³ 第166回国会参議院日本国憲法に関する調査特別委員会会議録第3号(平成19年4月18日)35頁(葉梨康弘議員)

⁴ 第166回国会衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会会議録第5号(平成19年4月12日)12頁(保岡興治議員)

⁵ 第166回国会参議院日本国憲法に関する調査特別委員会会議録第4号(平成19年4月19日)24頁(船田元議員)

当たっての判断能力は同一であるべきことが前提とされていたこと⁶、諸外国では成年年齢に合わせて18歳以上の国民に投票権を与える例が多いこと⁷を指摘した。

ところで、選挙権年齢や民法の成年年齢を引き下げるとは、我が国の他の法制度、社会的制度への影響が大きいとの指摘もある⁸。年齢要件を定めている法律は公職選挙法及び民法のみならず他にも存在しており、提出者は、これらの年齢要件について、憲法改正国民投票法が施行されるまでの3年間で、それぞれの法律の趣旨に立ち返って一つ一つ精査し、18歳に下げべきもの、現状のまま20歳とするもの、それ以外の年齢とするものに仕分けをしていくとしている⁹。

こうしたことから、附則第3条第1項に、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、公職選挙法、民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする規定が置かれた。

【附則第3条第2項の趣旨】

附則第3条第1項の法制上の措置について、提出者は、憲法改正国民投票法が施行されるまでの3年間に義務として法整備を行うとしている¹⁰。ただ、必要な法律の改正がなされても、周知期間、準備期間¹¹を入れると施行までに時間がかかることも想定され¹²、この間に憲法改正国民投票法が施行された場合には、選挙権年齢と投票権年齢が一致しない事態が生じて混乱を招くことが予想される¹³。

こうしたことから、附則第3条第1項の法制上の措置が講ぜられ、年齢満18年以上20年未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間は、投票権年齢を20歳とする経過規定が置かれた。

⁶ 注4参照

⁷ 第166回国会衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会議録第4号(その1)(平成19年3月29日)2頁(保岡興治議員)

⁸ 注7参照

⁹ 注5参照

¹⁰ 第166回国会参議院日本国憲法に関する調査特別委員会議録第10号(平成19年5月9日)9頁(葉梨康弘議員)

¹¹ 第166回国会参議院議録第17号(平成19年4月16日)7頁(保岡興治議員)

¹² 第166回国会参議院日本国憲法に関する調査特別委員会議録第2号(平成19年4月17日)4頁(葉梨康弘議員)

¹³ 第166回国会衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会議録第5号(平成19年4月12日)3頁(船田元議員)

〔提出者の主な答弁（抜粋）〕

【法整備の対象範囲】

19.03.29・衆・憲法特委 09 頁・船田元君

先ほども平岡委員にお答えしたところでございますが、また、今、大口委員おっしゃるように、公選法、民法、これは二十の年齢に非常に密接に関連をした法令であります。この国民投票法案が十八にする大前提として、少なくともこの二つは改正をしなければいけないと思っております。ただ、改正をして公布をいたします、それから施行するまでの間、いわゆる準備期間なり周知期間というのがあるわけですが、それはそれぞれ法令の種類、内容によっていろいろ変わり得るわけでありまして。したがって、私どもは、その二つの法律についても、あるいはそれ以外の法律についても、改正をまず三年以内にきちんに行う、必要なものはきちんに行う、しかし、その施行については三年から後になっても一定期間は許されてしかるべきであろうと。改正は少なくとも必要なものは全部やる、こういう考え方でございます。ただ、どの法律を改正すべきかどうかということについては、今明確に申し上げるわけにはいきませんで、これからのまさに検討課題であるということでございます。ただ、この二つの法律を含めて改正をした上で、さらに関連する法律の改正をある程度必要なものは行いまして、そして、附則の第三条に国民投票法のいわゆるストッパーがついておりますので、これを削除するかしないかということは、そのときに改めて判断をする、こういうことになろうかと思っております。ただ、私、個人的に考えておりますのは、この三年間の間にできれば少なくとも公選法につきましては施行されることが望ましい、このように考えております。なお、仮に三年という期限ぎりぎりに法改正がなされたとしても、その数カ月後には施行適用されるものだ、このように承知をしております。

19.04.12・衆・憲法特委 11 頁・船田元君

我々は、十八歳以上というのが世界標準である、そしてできるだけ速やかに、……関連する公選法の規定も、あるいは民法に至るまで、あるいは年齢要件をもとにしておりますその他の幾つかの法律案について精査をし、そして改正が必要なもの必要でないものを仕分けしながら対応していく必要があると思っております。…関連法令の中でも公選法の投票年齢二十歳というものを十八にするということは、投票という同様の行為を規定しているわけでございますので、少なくともこの二つの年齢がそろっているということは極めて合理的であるし、また、間違いを起ささない状況につながると思っております。そこで、私どもとしては本法施行までの三年間に公選法を初めとする関連法令を整備するということを書かせていただきましたが、もちろんそれは、与党としても義務を負う、これは国にやらせる義務を負うという意味でございますが、そういうことであります。しかしながら、やはり世の中には一〇〇%絶対という

ことはございません。したがって、万々が一、関連法令の整備が済まない状況で三年を超えることが仮にあった場合に、国民投票法案が十八で公選法がなお二十のままということだと、これは今申し上げたような、十八歳と二十歳との間でのそごが一定期間生じる。こういうことでございますので、我々責任ある立場としては、万々が一のこととも考えて、そうでないようにするというのが立法者としての責任である、このように私は考えております。

19.04.17・参・憲法特委 13 頁・船田元君

年齢要件が法の目的によってあるいは趣旨によって非常にばらばらであると、こういうことは指摘をされると思います。ただ、私どもとしては、この国民投票の年齢とそれから公職選挙法に規定した選挙権年齢、それとやはり密接に関連をしている民法、少なくともこの公選法と民法につきましてはやはり国に対してこの三年間という経過期間のうちにこれしっかり議論をし、そして国会でもしっかりと議論をした上でこの改正という措置をとっていただきたい、こういう、まあ義務ではありませんけれども、非常に強いお願いをしていると、こういう法律の体系になっております。そのほかはどうかと、こういうことでございますが、この際ということで、できるだけ、年齢要件が決まっている、そういう法律を洗いざらい見直して統一をしてやればこれは一番いいとは思っているんですけども、やはり今申し上げたように、法律の趣旨、あるいは改正をしても公布から施行までの期間がみんな、いわゆる周知期間というものもみんな違います。そういったことも考えますと、やはり一律にやるというのはなかなか技術的に難しいことかな、こう考えております。関連する法令が、この国民投票年齢十八にするということによってなれば一番いいことではございますが、それは今後の検討課題ということでございます。少なくとも、この公選法とあるいは民法というものは、そこはやはりきちんと変えた方がいいのではないかと、さらに、強いて言えば公選法の規定を変えるということが最低限の条件になるだろうと、こういうことでございます。

(参考)

19.04.12・衆・憲法特委 12 頁・保岡興治君

現行の公選法の二十歳の投票年齢というのは、戦後間もないころ二十五歳から二十歳に引き下げられて以来、二十歳が投票年齢になっているわけです、選挙権の。そのときの立法の趣旨を見ると、民法の成人年齢が二十歳であることを前提に、それに合わせる。要するに、民法上の判断能力と参政権の判断能力とは一であるべきだという前提で、そういう提案理由の中に書かれて引き下げられている経緯があるので、我々としては、成人年齢に合わせて選挙年齢。選挙年齢と国民投票年齢は同じ参政権だから、やはりこれを合わせることで国民に理解がしっかりと受けとめられる。しかも、我々

としては、何もこれをおくらせるつもりはありませんので。我々としては、平たくいえば高校を卒業したら一人前、民法で一人で契約できる、それから少年法での扱いについてもしっかりと検討してみる。そういった意味で、高校までに国家とか憲法とか民主教育とか、あるいは社会規範とか、いろいろなことについて徹底してこの際、青少年の日本の教育を根幹からみんなで考えていこう、こういう積極的な意味を考えて、単に民主党に無原則に妥協したのではなくて、我々自身そういう積極的な位置づけをして、この十八歳投票年齢について定めた経緯があります。そういうことなどを理解していただければ、民主党と物の考え方はほぼ変わりないところに達している。したがって、法律のあり方についても、規定の仕方に関する技術的な問題が残されているのみと我々は考えています。

19.05.09・参・憲法特委 09 頁・葉梨康弘君【経過規定の趣旨】

(国民投票時に投票権者が十八歳以上になっていない場合どうするかとの問いに対して)あれは附則で定めさせていただいておりまして、関係法令が施行になる前、これが二十歳という形で読み替えるということになっております。ただ、最前からずっとこの委員会でも答弁させていただいていますとおり、この三年間の中で確実に義務として法制の整備はしていくということでございます。……これも、例えば公選法がこの三年の間に整備されたとしたら、その施行期日が半年後になります。あるいは、民法ですとあるいは施行期日というのが先になるかも分かりません。いろいろなことを整備しなければなりませんから、ですから、法の整備は三年間に行うんですけれども、それから例えば施行までに二年ぐらい掛かるというような状態も想定されるわけでございます。そのときには、やはり成人年齢と合わせた形での投票権年齢というのを設定したいということで、私どもはその間は二十歳という形で経過規定を置かせていただいているというわけでございます。

24.02.15・参・憲法審査会(速報版) 船田元参考人

ここで御注意いただきたいのは、十八歳選挙権が実現することといったように、少なくともここで明示されている十八歳選挙権の実現は、この法律を制定した国会によって既に意思決定がされた事項であるということです。したがって、この検討事項によって検討に委ねられているのは、一つは、公選法などの年齢引下げが少年法や未成年者喫煙・飲酒防止法などその他の法令のどこまで及ぶべきかということ、二つ目には、公選法などを含めて年齢を引き下げるべきとされた法律について、その改正法施行のための準備期間や環境整備はどの程度必要なかといった事項でありまして、これが自公案、民主党案、双方の提出者の共通理解となりました。

しかし、この時点で、立法者が引下げの意思を明確にしていた法令の範囲については、実は提出者相互の間で微妙な食い違いもあったやに記憶をしております。

一般的には、法律名が例示として挙がっている公選法と民法、そしてこれに当然随伴する法律と理解されておりますが、しかし、法文においては、十八歳選挙権が実現すること等となるようとして、具体的には十八歳選挙権についてだけその方向性を示しておりまして、国民投票の投票権と同じレベルの参政権に関するものだけと理解することも可能だと思います。このいずれかにつきましては、私どもはそのときそのときの国会が判定するものと考えており、その条件が成就したときにこの附則第三条の言わばストッパーを改正、削除するということを想定をしたわけでございます。

なお、これらの関係法律の整備法は、附則第三条第一項の規定によって三年間の準備期間の間に成立させなければならないものとされておりますが、法整備が三年以内に行われた場合でも、その施行までには更に一定の周知期間あるいは準備期間を要することが予想されておりましたので、附則第三条第二項におきまして、前項の法制上の措置が講ぜられた後、それらの改正法律が施行されるまでの間は経過的に憲法改正国民投票も二十歳投票権で実施する旨の規定が設けられたところであります。これが経過規定でございます。

現在は、この三年間の準備期間が経過しているにもかかわらず、十八歳選挙権実現のための公選法改正等の整備法が成立していませんから、この附則第三条第二項に定める前項の法制上の措置が講じられという条件自体が達成されておられません。そのため、本条項は字義どおり適用できないという不完全な状況に残念ながら置かれております。このようなことは当時全く考えていなかったことでもございました。その意味では、広い意味での立法の不作為があって、それで国民投票法が不安定な状態になっていると申し上げるしかないなというふうに思っております。

第2 投票権年齢に関する検討条項に関する政府の検討状況

1 年齢条項の見直しに関する検討委員会

(1) 設置

日本国憲法の改正手続に関する法律附則第3条の規定を踏まえ、関係省庁の密接な連携の下に法令上の年齢条項について総合的な検討を進めるため、内閣に、「年齢条項の見直しに関する検討委員会」が置かれている（平成19年5月14日 内閣総理大臣決裁）。

委員会は、内閣官房副長官（事務）を委員長とし、各府省の事務次官等を構成員とする。委員会にはさらに幹事会が置かれ、内閣官房副長官補、内閣官房内閣総務官、各省の大臣官房長等がその構成員となっている。

【参考】

年齢条項の見直しに関する検討委員会の設置について（平成19年5月14日（月）午後 官房長官発表）

本日、憲法改正国民投票法案が可決、成立し、憲法改正の国民投票の投票権が18歳以上とされることとなりました。これを受けて、政府としても法律の中で20歳以上などの規定がある関係する法律に関して、法改正の必要性などについて総合的に検討を行なうため、内閣に、的場内閣官房副長官を委員長とし、各府省の事務次官等を構成とする「年齢条項の見直しに関する検討委員会」を設置することといたしました。詳細は、内閣総務官室、または内閣官房副長官補室にお問い合わせ下さい。

(2) 活動状況

年齢条項の見直しに関する検討委員会は、平成19年5月17日に第1回が開催された。その後、第2回（平成19年11月1日）、第3回（平成21年2月12日）、第4回（平成22年4月20日）が開催されている。

第4回の委員会においては、「年齢条項に関する法令の検討状況」、「各府省別検討対象法令」*等が資料として配付されている。

*各府省別検討対象法令数は、法律196本、政令34本、府省令88本である。

なお、年齢条項の見直しに関する政府における検討状況については、以下のような質問主意書に対する答弁書がある。

参議院議員藤末健三君提出日本国憲法の改正手続に関する法律に関する質問に対する答弁書（平成 21 年 4 月 10 日）

（年齢条項の見直しに関する検討状況についての質問に対して）法附則第三条第一項の規定を踏まえ、法令上の年齢条項について総合的な検討を進めるため、内閣官房副長官を委員長とし、各府省の事務次官等を構成員とする「年齢条項の見直しに関する検討委員会」（以下「委員会」という。）を内閣に設置し、平成十九年十一月に開催した委員会において、各府省は対象となる所管法令に関し必要な法制上の措置について検討を進めること、関係府省間で十分な連携を図ること等について確認し、さらに、本年二月に開催した委員会において、各府省は法の施行に向けて検討を進めることを改めて確認したところであり、これらを踏まえ、現在各府省において検討を進めているところである。

2 法制審議会

民法の成年年齢の引下げに関しては、平成 20 年 2 月に法務大臣から法制審議会に対して諮問がなされ、平成 21 年 10 月に同審議会は、「民法の成年年齢の引下げについての意見」をとりまとめ、法務大臣に答申した。この答申では、民法の定める成年年齢について、以下のように述べている。

民法の成年年齢の引下げについての意見（抜粋）

民法が定める成年年齢を 18 歳に引き下げるのが適当である。

ただし、現時点で引下げを行うと、消費者被害の拡大など様々な問題が生じるおそれがあるため、引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。

民法の定める成年年齢を 18 歳に引き下げる法整備を行う具体的時期については、関係施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度やそれについての国民の意識を踏まえた、国会の判断に委ねるのが相当である。

議論の背景

1 憲法改正手続法 3 条及び附則 3 条の概要

日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「憲法改正手続法」という。）3 条は、国民投票の投票権者を、日本国民で 18 歳以上の者と規定している。

また、同法附則 3 条 1 項は、同法が施行される日（平成 22 年 5 月 17 日）までに、同じ国政参加権である選挙権年齢を 20 歳以上と定める公職選挙法、成年年齢を 20 歳と定める民法について、これら選挙権年齢・成年年齢を 18 歳に引き下げるべく検討を加えて必要な措置を講ずるとともに、その他の関連法令についても、その法定年齢の引下げの可否を含めて検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとしている。

さらに、これら法制上の措置が講じられ、18 歳選挙権等が実施されるまでは、国民投票の投票権者も 20 歳以上の者とする経過措置が設けられている（同条 2 項）。

なお、参議院日本国憲法に関する調査特別委員会（参議院憲法調査特別委員会）において採択された附帯決議においては、成年年齢に関する公職選挙法、民法等について、十分に国民の意見を反映させて検討を加えた上で、憲法改正手続法の施行までに必要な法制上の措置を完了することが求められている。

憲法改正手続法 （投票権）

第 3 条 日本国民で年齢満 18 年以上の者は、国民投票の投票権を有する。

（法制上の措置）

附則第 3 条 国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満 18 年以上満 20 年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法（明治 29 年法律第 89 号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 前項の法制上の措置が講ぜられ、年齢満 18 年以上満 20 年未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間、第 3 条、第 22 条第 1 項、第 35 条及び第 36 条第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「満 18 年以上」とあるのは、「満 20 年以上」とする。

日本憲法の改正手続に関する法律案に対する 附帯決議（抜粋）（平成 19 年 5 月 11 日参議院憲法調査特別委員会）

一、成年年齢に関する公職選挙法、民法等の関連法令については、十分に国民の意見を反映させて検討を加えるとともに、本法施行までに必要な法制上の措置を完了するように努めること。

2 3条及び附則3条に関する経緯

(1) 法案提出まで

投票権年齢と選挙権年齢との関係

| 同一にすべき との立場からの主な意見 | 同一でなくてもよい とする立場からの主な意見 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・投票権も選挙権ともに国政に対する参加権として同一であり、その範囲を異にする積極的理由はない。(保岡興治君(自民)・H17.10.6・衆憲法特委) ・投票権者と選挙権者との範囲が異なれば当然選挙人名簿が異なり、別々に名簿を調製することは実務的に難しい。(保岡興治君(自民)・H18.3.9・衆憲法特委) | <ul style="list-style-type: none"> ・幅広く国民主権の理念にのっとしてこの国の形態をつくり上げていくということからかんがみれば、できるだけ多くの国民に投票権を付与するということを検討すべきではないか。(園田康博君(民主)・H18.3.9・衆憲法特委) ・選挙人名簿をベースに、国民投票が発議される都度、投票権者名簿をつくるという形で事務コストは抑えられるのではないか。(枝野幸男君(民主)・H18.3.9・衆憲法特委) |

平成 17 年 9 月 22 日に設置された衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会(衆議院憲法調査特別委員会)において、憲法改正国民投票制度に関する調査が開始され、国民投票の投票権年齢を選挙権年齢と同一にすべきか否かが議論された。また、法案提出前の調査の過程では、参考人からの意見聴取や 2 度に

わたる海外調査も行われ、世界標準としては投票権年齢も選挙権年齢も同じく 18 歳以上であるとの認識が委員の間に広がった。

しかしながら、自民・公明両党と民主党との間の最終的な合意には至らず、自民・公明両党は、投票権年齢を選挙権年齢に合わせた 20 歳以上とする規定を含む法案、民主党は、投票権年齢を原則として 18 歳以上(国会の議決により 16 歳以上の者にも投票権を与えることができる)とした上で、法施行までに選挙権年齢及び成年年齢等について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする規定を含む法案を、それぞれ平成 18 年 5 月 26 日に衆議院に提出した。

(2) 法案提出後

平成 18 年 6 月 1 日から始まった法案審査において、投票権年齢は、一般的国民投票やメディアに対する規制と並ぶ、法案に関する主要論点の一つとして、議論された。具体的には、18 歳以上の者に投票権を与えるべきか否か、現行制度の下では選挙権年齢と成年年齢は同一であるが、選挙権年齢と投票権年齢をともに引き下げた場合に、成年年齢も同じく引き下げるべきか否か、その他の法令の取扱いをどのようにするか等について議論がなされた。

これらの議論の積み重ねを踏まえ、自民・公明両党は、諸外国においては 18

歳以上の者に投票権を与えている例が多く、投票権年齢の引き下げは大きな立場から見て正しい方向であるとの認識を示し、投票権年齢を引き下げる修正を行う考えを明らかにした。結局、平成 19 年 3 月 27 日に自民・公明両党が提出した併合修正案においては、投票権年齢を、本則において、18 歳以上に引き下げるとともに、附則において、法施行までに、選挙権年齢を 18 歳以上等とすべく、公職選挙法、民法等について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとし、こうした法制上の措置が講ぜられるまでの投票権年齢は 20 歳以上とすることとした。

他方、民主党は、自民・公明両党が投票権年齢を 18 歳以上に引き下げる修正案を提出したことを受けて、平成 19 年 4 月 10 日、国会の議決により 16 歳以上の者にも投票権を与えることができるとする部分を削除した修正案を提出した。

最終的には自民・公明両党が提出した併合修正案が、平成 19 年 4 月 12 日に委員会、翌 13 日に本会議において可決され、参議院に送付された。

投票権年齢、法制上の措置についての自民・公明案と民主党案との比較

| | 自民・公明党案 | 民主党案 |
|-----|--|--|
| 提出時 | 20 歳以上 (規定なし) | 18 歳以上(国会の議決により 16 歳以上とする特則あり) 公布後速やかに、公職選挙法、民法等について検討を加え、法施行までに、必要な法制上の措置を講ずる。 |
| 修正後 | 18 歳以上(特則なし) 法施行までに、選挙権年齢が 18 歳以上等となるよう、公職選挙法、民法等について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる。 それまでの間、投票権年齢は、「満 20 年以上」とする。 | 18 歳以上(特則なし) 法施行までに、選挙権年齢が 18 歳以上等となるよう、公職選挙法、民法等について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる。 |

この範囲では同一

法案が付託された参議院憲法調査特別委員会は、1 か月近くの審議の上、投票権年齢に関し衆議院における民主党提出の修正案と同一の規定を含む、参議院民主党提出の対案を否決した上で、平成 19 年 5 月 11 日、衆議院送付案を原案のとおり可決した。なお、同委員会は、法案可決に際して、附帯決議を付した。参議院本会議は、同法案を同月 14 日に可決し、憲法改正手続法が成立した。同法は 5 月 18 日に公布された(平成 19 年法律第 51 号)。

[参考] 憲法改正手続法 3 条 (18 歳投票権) についての議論の変遷

自民・公明党

現行の体系を維持

投票権者については、日本国民で年齢満 20 年以上の者としている。(船田元君 (自民) ・ H18.6.1 ・ 衆憲法特委)

諸外国の標準を考慮

- ・ 人を選ぶ選挙年齢と国の基本の方針を選ぶ国民投票権年齢は一致させるということで 18 歳ということであるが、一致させるのは当然という意見が (海外調査訪問国での) 大勢であった。したがって、我が国も投票権年齢は選挙権年齢である 20 歳からスタートし、いずれ両方とも 18 歳に引き下げていく必要がある。(斉藤鉄夫君 (公明) ・ H18.10.19 ・ 衆憲法特委)
- ・ 世界の現状を見ると、多くの国で 18 歳が選挙権年齢であり、国民投票年齢である。18 歳に引き下げる方向は、大きな立場から考えて正しい方向である。しかし、民法の成人年齢等、国の制度の根幹にかかわるものであり、よく検討していきたい。(保岡興治君 (自民) ・ H18.11.2 ・ 衆憲法特委)
- ・ 諸外国の趨勢を踏まえ、本則 18 歳以上ということで、日本国民で年齢満 18 歳以上の者は、国民投票の投票権を有するものとするよう改めたい。(船田元君 (自民) ・ H18.12.14 ・ 衆憲法特委)

民主 党

現行の体系より引下げ

- ・ 従来から、成人年齢そのものを 18 歳に引き下げることを主張している。このこと自体、速やかに実現すべきと考えるが、せめて少なくとも憲法改正国民投票に関しては、この国の未来に、より長期にわたってかかわっていく若い世代に可能な限り決定に参加する機会を認めることが必要である。このため、本法律案では、投票権年齢を原則 18 歳まで引き下げ、さらには、案件によって、国会の議決に基づき、これを 16 歳まで引き下げることが可能なこととしている。(鈴木克昌君 (民主) ・ H18.6.1 ・ 衆憲法特委)
- ・ 18 歳以上を原則とした上で、さらに、テーマによっては国会の議決でそれを 16 歳以上にも引き下げることができるという原案を提出しているが、より広範な合意が得られる、18 歳以上ということにより多くの皆さんに賛同をいただけるのであれば、それよりさらに下げる部分については無理をしない。(枝野幸男君 (民主) ・ H18.12.14 ・ 衆憲法特委)

18 歳投票権

諸外国では成人年齢に合わせて 18 歳以上の国民に投票権を与える例が非常に多いようであり投票権年齢を満 18 年以上とする。(保岡興治君 (自民) ・ H19.3.29 ・ 衆憲法特委)

諸外国では、成人年齢に合わせて 18 歳以上の国民に投票権を与える例が非常に多いことから、投票権者の年齢を 18 歳以上とすることとしている。(園田康博君 (民主) ・ H19.4.12 ・ 衆憲法特委)

3 「年齢条項の見直しに関する検討委員会」の活動状況

附則 3 条及び参議院憲法調査特別委員会での附帯決議を受けて、平成 19 年 5 月、内閣に、内閣官房副長官を委員長とし、各府省庁の次官級を構成員とする「年齢条項の見直しに関する検討委員会」が設置された。

同検討委員会においては、対象となる所管法令について必要となる法制上の措置等について検討が進められて、第 2 回（平成 19 年 11 月 1 日）には、配付資料に「今後のスケジュール等」として「平成 21 年臨時会又は平成 22 年常会への法案提出を念頭に、法制上の措置についての対応方針を決定できるよう検討をするものとする」とされていたところである。

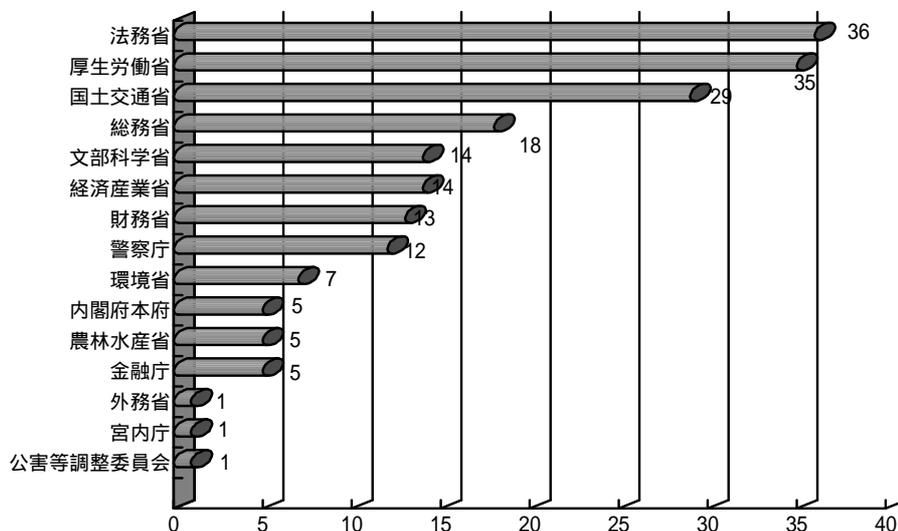
第 4 回（平成 22 年 4 月 20 日）では、「選挙権年齢の検討状況等について」が議事次第に挙げられ、また、検討対象法律が 196 本（政省令を合わせた検討対象法令は全体で 318 本）にのぼることが示された。

同検討委員会は、その後開催されていなかったが、平成 24 年 1 月 26 日、政府は、選挙権年齢を含む成人年齢を 18 歳以上に引き下げることと協議するため、同検討委員会を同年 2 月中旬から再開する方針を決めたと明らかにした（1 月 27 日付読売新聞記事等）。

4 民法の成年年齢の引下げに関する検討状況

民法の成年年齢の引下げに関しては、平成 20 年 2 月 13 日に、鳩山邦夫法務大臣が、民法の定める成年年齢の引下げについて法制審議会に諮問、これを受けた法制審議会は、専門の部会である民法成年年齢部会を設置した。同部会は、平成 21 年 7 月に「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」をとりまとめ、同年 9 月に法制審議会に報告、同審議会は、この最終報告書に基づき審議を重ね、同年 10 月 28 日「民法の成年年齢の引下げについての意見」をとりまとめて千葉景子法務大臣に答申した。この「民法の成年年齢の引下げについての意見」は、「民法が定める成年年齢を 18 歳に引き下げるのが適当である。ただし、現時点で引下げを行うと、消費者被害の拡大など様々な問題が生じるおそれがあるため、引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。」とした上で、法整備を行う具体的な時期については、国会の判断に委ねるのが相当であるとしている。

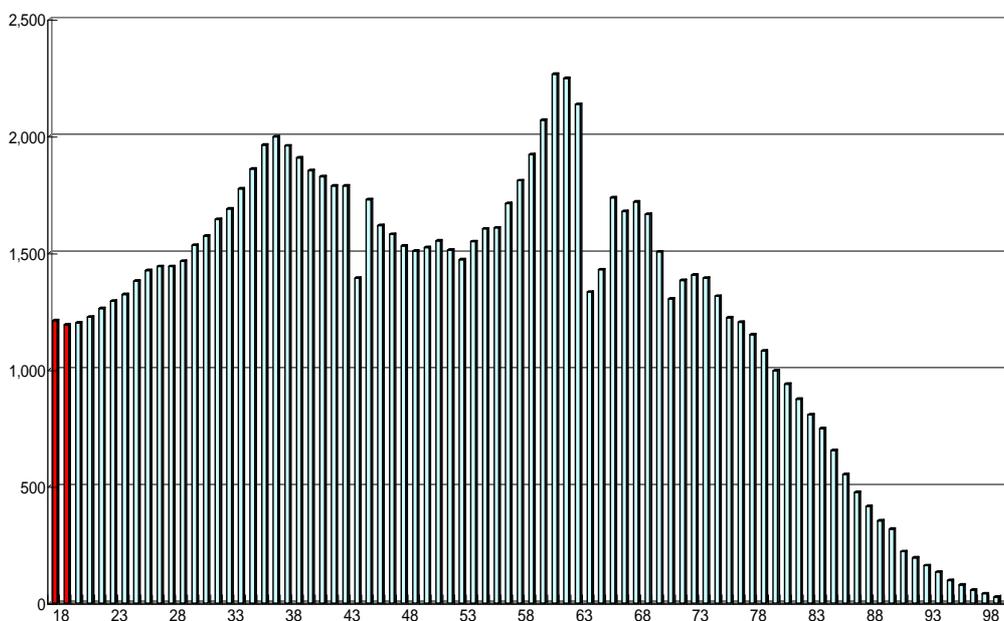
府省庁別検討対象法律数（「年齢条項の見直しに関する検討委員会」第4回会合配付資料を基に作成）



内閣官房、防衛省、消費者庁、公正取引委員会、会計検査院、人事院には、検討対象法律はない。

【参考】投票権年齢の引下げによる有権者の増加率

平成 22 年 10 月 1 日現在の 20 歳以上の日本人人口は、約 1 億 366 万人であり、18 歳及び 19 歳の人口は約 240 万人である。投票権年齢が 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げられ、これらの人口全てが有権者（国民投票の投票権者）になると仮定すれば、有権者の人口は、約 2.3% 増加することになる。



資料：総務省統計局

| | |
|------|----------|
| 18 歳 | 1,211 万人 |
| 19 歳 | 1,193 万人 |

各論点に関する議論

1 投票権年齢と公職選挙法上の選挙権年齢との関係

(1) 委員会における議論

自民・公明両党は、投票権及び選挙権がともに国政参加権であることから、一貫して両年齢を同一としてきた。一方、民主党は、当初案では、投票権年齢を国会の議決により16歳以上とすることができるとした特則を設け、両年齢を必ずしも同一としていなかったが、修正案では両年齢を同一とした。

自民・公明党

投票権年齢 = 選挙権年齢

投票権者の範囲は20歳以上ということか、あるいは18歳以上にすべきかという議論が先般の小委員会でも行われたが、私どもは、基本的にはこのどちらであっても、いわゆる通常の国政選挙の年齢の規定、現行20歳、今度18歳にするならば、同時に、この国民投票だけが18ということではなくて、当然のことであるが、一般の選挙においても年齢を18歳にすべきであると考えている。(赤松正雄君(公明)・H18.12.5・衆憲法特委)

民主党

投票権年齢 選挙権年齢

憲法改正及び諮問的国民投票課題に対する国民の意思を明確にしていく上での憲法の要請は、民意の反映がこの結果の中に出てこなければいけないことからすれば、より幅広い国民層、有権者があってしかるべきである。公選法での投票権年齢に関しても、先進国レベルで投票権年齢を18歳に引き下げているのは、我が国だけであり、18歳に年齢を引き下げるべきである。それが現実の課題となっておらず、せめてこの国民投票法の投票権年齢に関しては18歳に引き下げることにした。また、課題によっては、子どもの意見もしっかり反映していく趣旨で、さらに限定的に、国会の議決によって18歳から16歳まで引き下げることも可能とする提案をした。(園田康博君(民主)・H18.11.2・衆憲法特委)

投票権年齢 = 選挙権年齢

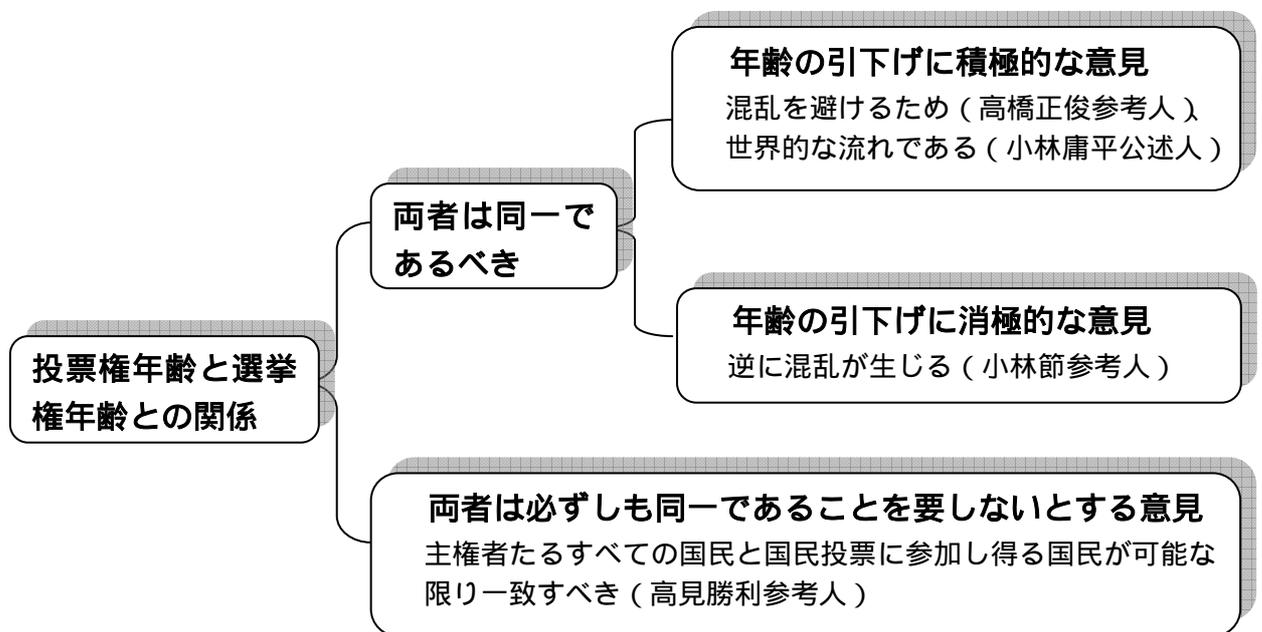
国政選挙と国民投票というものは、いずれも国民主権の現れとして共通の基盤の上に立っており、したがって投票権年齢と選挙権年齢は同一であるべきである。そして、現状の選挙権年齢が20歳以上であるということから、投票権年齢もそれに合わせると考えた。諸外国の例を見ても、選挙権年齢と投票権年齢は一致しているというのがほとんどである。これは、世界の大勢であり、我が国としても、20歳ではなくて18歳以上、これは国政選挙も国民投票も同様に引き下げる必要があるのではないかとの考えに至った。(船田元君(自民)・H18.12.7・衆憲法特委)

諸外国では、成人年齢に合わせて18歳以上の国民に投票権を与える例が非常に多いことから、投票権者の年齢を18歳以上とすることとし、附則において、この法律が施行されるまでの間に公職選挙法、民法等の関連法令について検討を加え必要な法制上の措置を講ずるものとした。(園田康博君(民主)・H19.4.12・衆憲法特委)

(2) 参考人・公述人の意見等

憲法 96 条の規定の仕方や諸外国の例を根拠として、投票権年齢と選挙権年齢を同一とし、両年齢をそれぞれ 18 歳以上に引き下げることに関心のある意見が多かったが、年齢の引下げについては消極的な意見もあった。また、主権者たる国民と国民投票に参加しうる国民とを可能な限り一致させる観点から、投票権年齢については 18 歳以上に引き下げるべきとし、投票権年齢と選挙権年齢は必ずしも同一であることを要しないとする意見もあった。

主な見解・学説等の状況



投票権年齢と選挙権年齢とは同一であるべきで、年齢の引下げに積極的な意見

[参考人等]

- ・国民投票と一緒に国政選挙を行うことを想定すれば、混乱を避けるためにも同年齢がふさわしい。もちろん、同年齢でよいので国政選挙も 18 歳にすることならば別に構わない。ただしこれは憲法上の要請ではない。（高橋正俊参考人（香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授）・H17.10.13・衆憲法特委）
- ・世界の 186 カ国中、162 カ国で 18 歳選挙権が保障されている。日本もこの流れにきちんと乗っていくべきではないか。公職選挙法上の投票年齢と国民投票法案の投票権年齢が一致することは望ましい。（小林庸平公述人（特定非営利活動法人 Rights 理事）・H19.4.5・衆憲法特委公聴会）
- ・18 歳に下げれば、大学卒業までに一度は国政選挙における投票機会があるので、18

歳に下げることが賛成であり、憲法の国民投票の投票権についても18歳まで下げ、若い人の意見をしっかりと聴くべきである。(江橋崇参考人(法政大学教授)・H19.4.23・参憲法特委)

- ・世界の趨勢が18歳選挙権であれば、日本も自立して政治的な判断をすることのできる年齢を18歳にしようという判断はしてもいい。ただし、それは公職選挙法の規定と一緒にしなければならないので、トータルに検討し、この年齢にすると決めるのがよい。(小澤隆一参考人(東京慈恵会医科大学教授)・H19.5.10・参憲法特委)

[学説]

- ・選挙権の年齢要件を成年年齢以上に引き上げることはできないが、成年年齢より引き下げることは立法政策上可能である。96条が「国会の定める選挙の際行はれる」「国民投票」を予定しているのも、国会議員の選挙権者と「国民投票」の投票権者とが一致していることを示唆しているとみることができる。¹
- ・現在、選挙権も18歳以上の者に認めるのが世界の趨勢であること、憲法改正の効果は将来に現れるものであることを考えるならば、出来るかぎり若年層にも投票権を認めるべきであり、18歳以上の者に投票権を認めるべきである。なお民主党案はどのような場合に16歳以上の者にも投票権を認めるのかについては、慎重な判断がなされるべきである。²
- ・何歳以上なら選挙や投票の重要な対象・マターについて理解し意思表示し参加する能力をもつのかということであろう。選挙権についていえば、世界では、150か国前後の圧倒的多数の国が、18歳以上を採用しているのであって、まさに世界の動向である。いずれにしても、この世界の動向からすると、国民投票法を制定すると否とにかかわらず、この公選法の規定を改正して、選挙・投票年齢を18歳以上に引き下げるべきであろう。³

投票権年齢と選挙権年齢とは同一であるべきで、年齢の引下げに消極的な意見

[参考人]

- ・選挙という国家的行事をするという点、どこを事務局にするかという点で、公職選挙と重なる。と同時に、対象事項が似ている。そこに有意な差はない。したがって、公職選挙の制度を使うという前提で考えて、今一気に18歳というのはさまざまな混乱が生じるので、将来の18歳を目標として掲げて、今は20歳で始めるべきである。(小林節参考人(慶應義塾大学法学部教授・弁護士)・H18.5.18・衆憲法特委)
- ・20歳でいいのではないか。ただ、一般の選挙権とやはりリンクさせて考えるべきと

¹ 樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂『注釈日本国憲法』上巻344頁及び下巻1468頁 青林書院1988年9月

² 日本弁護士連合会「憲法改正手続に関する与党案・民主党案に関する意見書」2006年8月22日

³ 渡辺久丸『九条「改正」と国民投票』115、116頁 文理閣 2006年9月、渡辺久丸「憲法全面廃止をねらう国民投票法案の危険な本質」50頁 人権と部落問題59(1)(通号754) 2007年1月

ころがあり、将来的には、場合によれば 18 歳に引き下げるということも考えられる。
(竹花光範参考人(駒澤大学法学部教授)・H19.4.23・参憲法特委)

[学説]

- ・今後の課題として、投票権者の年齢が本則で 18 歳以上に引き下げられてしまったことに対しては、さらに慎重な検討が必要であろう。これを機に、20 歳を成年とする民法や公選法まで変えてしまおうというのは、本末転倒ではなかろうか。⁴

投票権年齢と選挙権年齢とは同一でなくてもよいとする意見

[参考人]

- ・選挙と国民投票の本質的な差異を考えると、憲法上、国民投票は時宜によって選挙と同時にされるものであっても、原則は、あくまで特別の国民投票にあるものと解すべきであり、選挙人名簿とは別の国民投票人名簿を調製し使用するという選択肢も、憲法 96 条の理解としてはあり得る。すなわち、憲法 96 条は、いわゆる選挙人団と国民投票人団とが同一であるべしとの命題を含むものではない。(高見勝利参考人(上智大学大学院法学研究科教授)・H17.10.13・衆憲法特委)

⁴ 百地章「改憲論議 新たなステージ」産経新聞 2007 年 4 月 13 日 「改憲世論育成の草の根的国民運動を 国民投票法の課題」32 頁 改革者 563 号 2007 年 6 月

2 投票権年齢と民法上の成年年齢

(1) 委員会における議論

諸外国では成年年齢と投票権年齢・選挙権年齢を同一としていることが多いことから、民主党は当初から現行の成年年齢について検討すべきであると主張していた。自民・公明両党も、投票権年齢を18歳以上に引き下げることとしたことで、民法上の判断能力と国民投票を含めた参政権の判断能力が一であるべきとの前提の下、民法について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとした。

投票権年齢 = 民法上の成年年齢

自民・公明党

戦後間もないころ25歳から20歳に引き下げられて以来、20歳が投票年齢になっている。そのときの立法の趣旨を見ると、民法の成年年齢が20歳であることを前提に、それに合わせる。要するに、民法上の判断能力と参政権の判断能力とは一であるべきだという前提で引き下げられている経緯があり、成人年齢に合わせて選挙年齢を決めている。選挙年齢と国民投票年齢は同じ参政権だから、やはりこれを合わせることが国民に理解がしっかりと受けとめられる。(保岡興治君(自民)・H19.4.12・衆憲法特委)

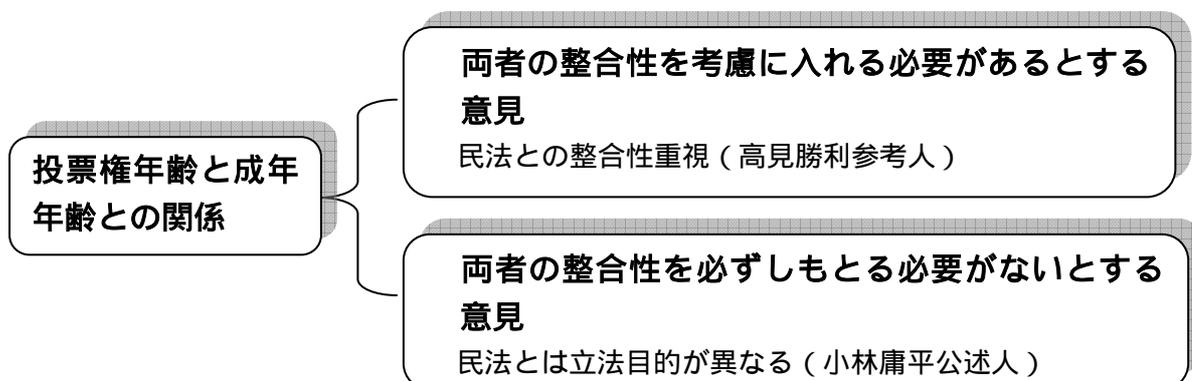
民主党

諸外国では、成人年齢に合わせて18歳以上の国民に投票権を与える例が非常に多いことから、投票権者の年齢を18歳以上とすることとし、附則において、この法律が施行されるまでの間に公職選挙法、民法等の関連法令について検討を加え必要な法制上の措置を講ずるものとした。(園田康博君(民主)・H19.4.12・衆憲法特委)

(2) 参考人・公述人の意見等

諸外国の例にならい、民法の成年年齢も投票権年齢・選挙権年齢に合わせるべきであるとの見解と、民法その他の法令の立法趣旨を踏まえれば、成年年齢を投票権年齢に合わせる必然性はないとする見解がある。

主な見解・学説等の状況



投票権年齢と成年年齢との整合性も考慮に入れる必要があるとする意見

[参考人等]

- ・国民投票の参加資格については、少なくとも年齢満 18 年まで下げる工夫がなされるべきものである。さらに、なお、満 20 年をもって成年とする民法と整合性を欠くのであれば、この際、民法の規定も一緒に改正すればよい。（高見勝利参考人（上智大学大学院法学研究科教授）・H17.10.13・衆憲法特委）
- ・以前から選挙権の年齢を 18 歳に引き下げるべきだということを主張してきた。そういう意味での権利の主体ということになれば、責任、義務という点でもバランスを取る必要があり、民法、民事上の責任能力、それから刑事上の責任主体という意味での法律整備というものをこの際進めていく必要がある。（山口二郎参考人（北海道大学大学院教授）・H19.5.7・参憲法特委地方公聴会（札幌市））

投票権年齢と成年年齢との整合性を必ずしもとる必要がないとする意見

[公述人]

- ・民法には民法の、少年法には少年法の立法目的があり、投票年齢と、民法、少年法といった他の法令の成人年齢が必ずしも一致する必要はない。それゆえ、民法など他の諸法令に関しては、今回の国民投票法案の投票年齢とは切り分けた形で議論をしていただきたい。（小林庸平公述人（特定非営利活動法人 Rights 理事）・H19.4.5・衆憲法特委公聴会）

[学説等]

- ・本当に民法や刑法などにおける成年制度の見直しを行う必要があるのか、さまざまな角度からの考察がなされなければならないであろう。国民投票のために、従来の成年制度を変更してしまおうというのでは本末転倒である。⁵

⁵ 百地章「改憲論議 新たなステージ」産経新聞 2007 年 4 月 13 日 百地章「改憲世論育成の草の根的国民運動を 国民投票法の課題」32 頁 改革者 563 号 2007 年 6 月

- ・成人年齢の引き下げや少年法の対象年齢の引き下げなどを、国民投票法の投票年齢に連動させる必然性はない。それぞれの法律の目的毎にある年齢で一律に線を引くというのは、法的安定性の要請からのやむをえない立法技術にすぎないし、しかも、それぞれの法律が前提とする肉体的・精神的な成長・発達の程度には、個々人毎に差があるからである。⁶

(3) 選挙権年齢と成年年齢との関係

投票権年齢と民法の成年年齢との関係を議論する前提として、選挙権については、憲法 15 条 3 項により「成年者」による普通選挙が保障されているが、ここにいう「成年者」は民法上の成年を意味するのかについて議論がある。

学説においては、民法の成年を意味するとする見解、民法の成年とは別個に考えるべきとする見解がある。ただし、いずれの見解も、憲法は成年者に対して選挙権を保障しているだけであって、それ以外の者に選挙権を与えることを禁じておらず、民法の成年年齢よりも選挙権年齢を低くすることは可能であると解している。

憲法

第 15 条

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

第 44 条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない。

公職選挙法

第 9 条 日本国民で年齢満 20 年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

民法

第 4 条 年齢 20 歳をもって、成年とする。

民法の成年年齢を意味するとする学説

- ・成年は民法で定められる。したがって、民法の改正で成年が変更されれば、選挙権の要件としての年齢もかわるが、公職選挙法の改正で年齢を下げて、民法の成年を引き下げないかぎりには、当然に成年が引き下げられるわけではない。⁷

民法の成年年齢とは別個に考えるべきとする学説

- ・「成年者」とは成年に達した者をいう。成年は民法上では満 20 年と定められているが、本項にいう「成年者」の要件すなわち成年年齢は別に法律で定めることが予定されており（44 条の「選挙人の資格」には年齢も含まれる）またその場合、右の

⁶ 荒木伸怡「少年法の対象年齢を引き下げてはいけない」19 頁 都市問題 98 巻 7 号 2007 年 7 月

⁷ 阿部照哉、初宿正典、池田政章、戸松秀典『憲法 3 - 基本的人権 2』 有斐閣 1995.1

民法上の成年と一致しなければならないものではない。すなわち、公職選挙法は、「日本国民で年齢満 20 年以上の者」に衆議院議員・参議院議員の選挙権を与えており、結果として民法上の成年年齢と一致しているが、普通選挙の趣旨から、法律により選挙権者の年齢を満 20 年以下の年齢にまで引き下げることが可能である。満 20 年以上の年齢にまで引き上げることも可能とも解されないではないが、普通選挙の原則は選挙権者の数をできる限り多くすることを要請していると考えられるべきであるから、満 20 年以上の年齢にまで引き上げることはできないと解すべきであろう。

8

- ・「成年」とは、私法上の民事成年とは区別された「選挙成年」を意味する。この選挙成年の要件は、現行法上、満 20 歳とされるとともに、これが最高裁判所裁判官の国民審査などにも広く応用されている。そこで、満 20 歳以上の日本国民の総体が、現行法上、公民（国政に關与する資格を認められる国民）団を形作るということになる。⁹
- ・成年者が何歳以上の者を指すかは、一義的ではないから、具体的な年齢の定めは、合理的な範囲で、法律に委ねられているとみななければならない。現在の公選法の 20 歳という定めは、民法上の成年年齢とも一致するから、不合理なものとはいえない。ただし、民法と一致しなければならないという理由はないから、例えば 18 歳以上の者に選挙権を与えるということは、十分可能である。しかし、逆に、現在よりも年齢要件を引き上げることは、現在よりも選挙権者の範囲を制限することとなるから、普通選挙の原則の趣旨から言って許されないとすべきであろう。¹⁰
- ・年齢について、本条 3 項は、「成年者」のみと定め、何歳が成年であるかは法律に委ねている。民法は成年の年齢を満 20 年と定めている。なお、選挙権年齢の年齢要件を民法上の成年年齢以上に引き上げることはできないが、成年年齢より引き下げることは立法政策上可能である。¹¹

[参考] 諸外国における選挙権年齢と成年年齢の引下げの例

英国¹²

英国において選挙権年齢引下げの議論が行われたのは、1960 年代半ばから後半にかけてのことである。労働党が選挙制度改正を下院議長に諮問したのを受けて、下院議長は 1965 年、「スピーカーズ・コンファレンス」を発足させ、1968 年に選挙年齢を 21 歳から 20 歳に引き下げるべきであることを答申した。

8 佐藤功『憲法（上）新版』 有斐閣 1995.9

9 大石眞『憲法講義』 有斐閣 2004.10

10 浦部法穂『全訂 憲法学教室』日本評論社 2000.10

11 樋口陽一、佐藤幸治、中村睦男、浦部法穂著『憲法』 青林書院 1994.9

12 「主要国の各種法定年齢」（2008.12） 国立国会図書館調査及び立法考査局 基本情報シリーズ

一方、1965年に政府に設置された成年年齢を論議する「レイテイ委員会」は、1967年に、成人年齢を21歳から18歳に引き下げることが妥当と答申した。

双方からは、成人年齢・選挙権の問題にはそれぞれ触れていなかったが、議会においては選挙権年齢を成人年齢と同様に18歳に引き下げべきとの意見が示され、1969年4月に1969年国民代表法が、同年7月に家族法改正案が制定され、選挙権年齢と成年年齢はともに18歳に引き下げられた。

ドイツ¹³

選挙権年齢は、1949年制定のボン基本法では21歳以上とされていたが、兵役年齢と同一であるべき等の意見から1970年基本法改正により18歳以上に引き下げられ、1972年の連邦議会総選挙から18歳以上の国民に選挙権を付与した選挙が実施された。

一方、成年年齢は、1900年施行のドイツ民法典では21歳以上とされていたが、1975年1月1日から18歳以上に引き下げられた。¹⁴ このため、1970年から1974年までは、選挙権年齢が18歳以上、成年年齢が21歳以上であって両者の年齢が一致していなかった。

韓国¹⁵

選挙権年齢の引下げをめぐるのは、2004年に国家人権委員会が国際的な趨勢に合致していない等の理由で選挙権年齢の引下げを勧告した。2005年には、選挙権年齢を20歳から19歳に引き下げる条項を含む公職選挙法改正法案が成立し、同年8月に施行された。これを受けて、2007年4月には、重要政策や憲法改正に際しての国民投票法改正案が可決され、投票権者が20歳以上から19歳以上に引き下げられた。

成人年齢引下げについては、1999年に20歳から19歳に引き下げる民法改正案が国会に提出されたが、論議は活発化しなかった。しかし、2005年に選挙権年齢が19歳に引き下げられたことから、民事上の成人年齢もこれに統一すべきとの主張が力を得るようになり、2011年2月18日、民法一部改正案が国会で可決された。¹⁶同改正法は、2011年3月7日に公布され、2013年7月1日より施行される。

3 他法における年齢条項との整合性及び経過規定

(1) 委員会における議論

民主党は、公職選挙法・民法以外の法律の年齢要件も検討すべきであると主張し、自民・公明両党も、修正案において、他の法令についても、検討を加え、必

¹³ 注12参照、柳沢長治「ヨーロッパにおける選挙年齢引下げの動向」『地方自治』8頁

¹⁴ 柳沢「前掲」によれば、この引下げの理由はおそらくは東ドイツの成人年齢にならったものであり、選挙権年齢の引下げとは直接関係がないようである。

¹⁵ 白井京「海外法律情報 韓国 各種法定年齢」ジュリスト No.1422 (2011.5.1 - 15)

¹⁶ 白井「前掲」によれば、「適正な成人年齢の基準については18歳を挙げる意見もあったが、その場合、高校3年次に未成年者と成年者が混在すること、さらには他の法律との関係を考慮して19歳と規定した」とのことである。

要な法制上の措置を講ずるものとした。

また、自民・公明両党が提出した修正案附則 3 条 2 項では、公職選挙法・民法等について、法制上の措置が講ぜられ、18 歳選挙権等が実現するまでの間、投票権年齢を 20 歳とする経過措置が設けられているが、民主党案にはこうした経過措置が設けられていない。この点に関し、18 歳選挙権等が、憲法改正手続法の施行日である平成 22 年 5 月 18 日までに実現しなかった場合、投票権年齢を 3 条の規定どおりに 18 歳以上とするか、それとも他法とのバランス上経過的に 20 歳以上とすべきかが議論された。

憲法改正手続法附則 3 条についての議論の変遷

自民・公明党

法制上の措置規定なし

他の法制における年齢規定の整理に関する閣法（内閣）による措置の担保については、内閣というよりは政府と一体の与党として責任を持つべく、ご趣旨に添うような知恵を出していきたい。（保岡興治君(自民)・H18.11.30・衆憲法特委）

民主党

速やかに措置を講じる

他の法制における年齢規定の整理については、議員立法というよりは閣法（内閣）においてきちんと措置される担保をとっていただきたい。（枝野幸男君(民主)・H18.11.30・衆憲法特委）

法律施行までに措置を講じる

- ・3年間という一律の期間において立法府としてできるのは法律の制定、改正までであり、その施行や適用がいつからとなるかは、公選法又は民法、少年法その他の個別の関連法令ごとにそれぞれ必要な周知期間や経過期間が必要であり、一律に3年以内に施行するということは適当ではない。（船田元君(自民)・H18.12.7・衆憲法特委）
- ・施行の日までに、18歳選挙権が実現するよう、公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとしたい。（船田元君(自民)・H18.12.14・衆憲法特委）
- ・例えば、この法律の施行後の1年後に法改正ができて、そこから経過措置が3年ぐらい必要な法律もあるかもしれないので、法律の組み立て方としては、船田議員のような考え方には一理ある。（枝野幸男君・18.12.7・衆憲法特委）
- ・与党の修正提案が、施行の日までに成人年齢を18歳に引き下げることが明記するということであれば、当初の民主党案より法整備の担保が明確になることから、民主党としてもそのような修正を行いたい。（枝野幸男君(民主)・H18.12.14・衆憲法特委）

経過措置あり

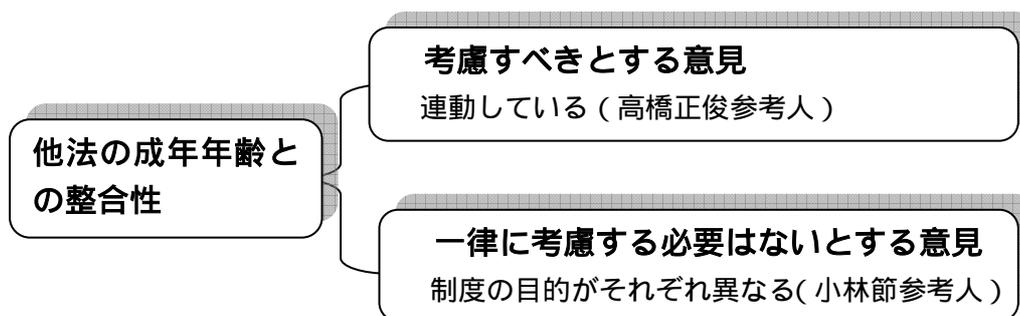
この法律が施行されるまでの間に、満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、公職選挙法、民法等について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとし、この法制上の措置が講ぜられて、満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができるまでの間、投票権年齢を満20年以上とする旨の規定を附則に置くこととした。（保岡興治君(自民)・H19.3.29・衆憲法特委）

経過措置なし

- ・諸外国では、成人年齢に合わせて18歳以上の国民に投票権を与える例が非常に多いことから、投票権者の年齢を18歳以上とすることとし、附則において、この法律が施行されるまでの間に公職選挙法、民法等の関連法令について検討を加え必要な法制上の措置を講ずるとの規定を置くこととした。（園田康博君(民主)・H19.4.12・衆憲法特委）
- ・与党案とは異なり、3年後の施行時における18歳投票権を明確に担保するものである。（千葉景子君(民新)・H19.5.9・参憲法特委）

(2) 参考人・公述人の意見

投票権年齢の設定が他法における年齢条項とも連動している可能性が高いため、他法との整合性をとるべきとの意見もあるが、それぞれの法によって制度目的が異なるため整合性をとる必要がないとする意見もある。



他法の成年年齢との整合性を考慮すべきとする意見

- ・ 18歳に選挙年齢を引き下げると、少年法その他の問題ではなくて、罰則が恐らく、そのままかぶってくるという点は、連動する可能性が高い。権利には常に義務があるので、その点も考慮した上で決定していく必要がある。(高橋正俊参考人(香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授)・H17.10.13・衆憲法特委)
- ・ 憲法改正国民投票以外の、ほかの選挙及びその他の関連法令の成人に当たる部分もすべて統一して18歳にしてよい。高校を卒業して大学生になるころには選挙権を与えてよい。(木村庸五参考人(弁護士)・H19.4.23・参憲法特委)

他法の成年年齢との整合性を一律に考慮する必要はないとする意見

- ・ いろいろな法制度で一人前の年を決めている。結婚年齢や投票年齢などの制度目的によってそれぞれ判断基準が違ってよい。全部一律にすることはない。(小林節参考人(慶應義塾大学法学部教授・弁護士)・H18.5.18・衆憲法特委)
- ・ 民法には民法の、少年法には少年法の立法目的があり、投票年齢と、民法、少年法といった他の法令の成年年齢が必ずしも一致する必要はない。それゆえ、民法など他の諸法令に関しては、今回の国民投票法案の投票年齢とは切り分けた形で議論をしていただきたい。(小林庸平公述人(特定非営利活動法人 Rights 理事)・H19.4.5・衆憲法特委公聴会)

また、公述人からは附則3条2項の経過規定の意義についての発言もあった。

経過規定の意義を強調する意見

- ・ この法律が施行されるまでの3年間に、公職選挙法、民法などについて必要な法制

上の措置を講ずることは法律上の義務であり、当然そのような措置が期限内に講ぜられなければならない。しかしながら、改正法の施行までどの程度の周知、準備期間を要するかは、個別の法律の趣旨を踏まえて決定されるべきである。したがって、民主党案のように経過設定を設けない場合には、選挙権年齢が満 20 歳以上であるにもかかわらず、国民投票については満 18 歳以上の者に投票権が与えられ、投票が実施されるという事態が生ずることとなり、国民の参政権としてのバランスという観点から問題がある。(田村琢実公述人(埼玉県議会議員)・H19.5.10・参憲法特委地方公聴会(さいたま市))

経過規定の弾力的な運用を求める意見

- ・民法との調整やいろんな法令との調整をどうするかという問題は確かにある。ただ、法律によってその立法目的というのはいろいろあるので、国民投票法案が 18 歳と決めたから、ほかの法律をすべておしなべてそれに一致させるという必要性はあるのか疑問である。附則によると、3 年間の間に全部調整しないと 18 歳には下がらないと、20 歳のままだということになっているが、余りかたく考えなくてもよいのではないか。(佐々木健次公述人(弁護士)・H19.4.24・参憲法特委地方公聴会(仙台市))

年齢に関する立法例

1 年齢に関する立法例

年齢条項については、内閣に設置された「年齢条項の見直しに関する検討委員会」において、見直し作業が行われているところであるが、具体的に年齢条項としては、以下のようなものが挙げられる。直接に一定の年齢を要件として規定する法律が多いが、民法、少年法のように「成年」「未成年」「少年」という概念を用いて年齢要件を規定する法律、さらには、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律や検察審査会法のように公職選挙法上の「選挙権を有する者」というように間接的に年齢要件を設けている法律もある。

年齢に関する主な立法例

14 歳

- ・14 歳に満たない者の行為は、罰しない（刑法 41 条）。

15 歳

- ・15 歳に達した者は、遺言をすることができる（民法 961 条）。
- ・使用者は、児童が満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了するまで、これを使用してはならない（労働基準法 56 条）。

16 歳

- ・女子の婚姻適齢（民法 731 条）
- ・16 歳に満たない者には普通二輪免許を与えない（道路交通法 88 条）。

18 歳

- ・天皇、皇太子及び皇太孫の成年は、18 年とする（皇室典範 22 条）。
- ・児童とは、満 18 歳に満たない者をいう（児童福祉法 4 条）。
- ・男子の婚姻適齢（民法 731 条）
- ・罪を犯すとき 18 歳に満たない者に対しては、死刑と無期刑が緩和される（少年法 51 条）。
- ・18 歳に満たない者には普通免許を与えない（道路交通法 88 条）。
- ・18 歳未満の者には普通免許状を授与しない（教育職員免許法 5 条）。
- ・18 歳に満たない者には銃砲又は刀剣類の所持は許可されない（銃砲刀剣類所持等取締法 5 条）。
- ・18 歳未満の者は、警備員となってはならない（警備業法 14 条）。
- ・児童とは、18 歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く（児童の権利に関する条約 1 条）。

19 歳

- ・19 歳に満たない者は、スポーツ振興投票券の購入等ができない（スポーツ振興投票法 9 条）。

20 歳

法律上「20 歳」と規定されている例

- ・ **選挙権年齢**（公職選挙法 9 条）、**選挙人名簿登録資格年齢**（同法 21 条）、**選挙運動**をすることができない者（同法 137 条の 2）
- ・ 年齢 20 歳をもって**成年**とする。未成年者が法律行為をするには、原則として、法定代理人の同意を得なければならない（民法 4 条・5 条）
- ・ 「少年」とは、20 歳に満たない者をいう（少年法 2 条）
- ・ 満 20 歳に至らない者は、**飲酒及び喫煙**をすることができない（未成年者飲酒禁止法 1 条及び未成年者喫煙禁止法 1 条）
- ・ 20 歳に満たない者には**猟銃の所持**は許可されない（銃砲刀剣類所持等取締法 5 条の 2）
- ・ 20 歳に満たない者には、**狩猟免許**を与えない（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 40 条）
- ・ **被保険者資格**を得る（国民年金法 7 条）
- ・ 20 歳以上でなければ、**帰化**が許可されない（国籍法 5 条）

法律上「成年」と規定されている例

- ・ **分籍**をすることができる年齢（戸籍法 21 条）
- ・ **公証人**に任命されるための年齢（公証人法 12 条）

法律上「未成年」と規定されている例

- ・ 未成年者に対する都道府県民税及び市町村税は**非課税**である（地方税法 24 条の 5、第 295 条）
- ・ 未成年者であることが**欠格事由**となる（公認会計士法 4 条、弁理士法 8 条、税理士法 4 条、行政書士法 2 条の 2、司法書士法 5 条、土地家屋調査士法 5 条、社会保険労務士法 5 条、医師法 3 条、歯科医師法 3 条、薬剤師法 4 条、獣医師法 4 条、海事代理士法 3 条、建築士法 7 条等）
- ・ 未成年者は**投票券**を購入し、又は譲り受けてはならない。（競馬法 28 条、モーターボート競走法 12 条、小型自動車競走法 13 条、自転車競技法 9 条）
- ・ 未成年者には**大麻取扱者免許**を与えない（大麻取締法 5 条）
- ・ 未成年者には**けし栽培**の許可を与えない（あへん法 13 条）

法律上「選挙権を有する者」と規定されている例

- ・ **検察審査員**に選ばれるための要件（検察審査会法 4 条）
- ・ **民生委員**に推薦されるための要件（民生委員法 6 条）
- ・ **国民審査権**を有する者（最高裁判所裁判官国民審査法 4 条）
- ・ **裁判員**の選任資格（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 13 条）

25 歳

法律上「25 歳」と規定されている例

- ・ 衆議院議員の被選挙権（公職選挙法 10 条）
- ・ 都道府県議会議員の被選挙権（公職選挙法 10 条）
- ・ 市町村議会議員の被選挙権（公職選挙法 10 条）
- ・ 市町村長の被選挙権（公職選挙法 10 条）

法律上「都道府県議会議員の被選挙権を有する者」と規定されている例

- ・ 都道府県公安委員会委員に任命されるための要件（警察法 39 条）

30 歳

法律上「30 歳」と規定されている例

- ・ 参議院議員の被選挙権（公職選挙法 10 条）
- ・ 都道府県知事の被選挙権（公職選挙法 10 条）

法律上「参議院議員の被選挙権を有する者」と規定されている例

- ・ 中央選挙管理会委員に指名されるための要件（公職選挙法 5 条の 2）

2 主な法律の論点

(1) 公職選挙法

公職選挙法においては、選挙権及び被選挙権を有する者の年齢を定める規定（第9条、第10条）選挙人名簿の被登録資格を定める規定（第21条、第30条の4、第30条の5）及び未成年者の選挙運動の禁止を定める規定（第137条の2）が、年齢に直接関係する規定といえるが、仮に選挙権年齢を引き下げた場合において、例えば、資格要件に 選挙権を有する者、 被選挙権を有する者、 選挙人名簿に登録された者との要件がある場合には、これらの資格の対象となる年齢も連動して引き下げられることになる。具体的には、以下のような規定に影響があるとみられる。

○ 公職選挙法において影響がある規定

| 規定の種類 | 規定 |
|-------------|---|
| 年齢に直接関係するもの | （選挙権） 第9条 日本国民で <u>年齢満20年以上の者</u> は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。 2 日本国民たる <u>年齢満20年以上の者</u> で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。 |
| | （被選挙権） 第10条 日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。 一 衆議院議員については <u>年齢満25年以上の者</u> 二 参議院議員については <u>年齢満30年以上の者</u> 三 都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で <u>年齢満25年以上のもの</u> 四 都道府県知事については <u>年齢満30年以上の者</u> 五 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で <u>年齢満25年以上のもの</u> 六 市町村長については <u>年齢満25年以上の者</u> |
| | （被登録資格等） 第21条 選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する <u>年齢満20年以上の日本国民</u> で、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き3箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に登録されている者について行う。（一部省略） |
| | （在外選挙人名簿の被登録資格） 第30条の4 在外選挙人名簿の登録は、在外選挙人名簿に登録されていない <u>年齢満20年以上の日本国民</u> で、在外選挙人名簿の登録の申請に関しその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3箇月以上住所を有するものについて行う。（一部省略） |
| | （在外選挙人名簿の登録の申請） 第30条の5 在外選挙人名簿に登録されていない <u>年齢満20年以上の日本国民</u> で、在外選挙人名簿の登録の申請に関しその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。（一部省略） |
| | （未成年者の選挙運動の禁止） 第137条の2 <u>年齢満20年未満の者</u> は、選挙運動をすることができない。 2 何人も、 <u>年齢満20年未満の者</u> を使用して選挙運動をすることができない。但し、選挙運動のための労務に使用する場合は、この限りでない。 |

| | |
|----------------------------|---|
| <p>選挙権を有する者</p> | <p>(投票管理者) 第 37 条 2 投票管理者は、当該選挙の<u>選挙権を有する者</u>の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。</p> <p>(開票管理者) 第 61 条 2 開票管理者は、当該選挙の<u>選挙権を有する者</u>の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。</p> <p>(選挙長及び選挙分会長) 第 75 条 3 選挙長は、当該選挙の<u>選挙権を有する者</u>の中から当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の選任した者をもって、選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から都道府県の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。(一部省略)</p> <p>(選挙立会人) 第 76 条 第 62 条の規定(開票立会人)は、選挙会及び選挙分会の選挙立会人について準用する。この場合において、同条第一項中「当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の<u>選挙権を有する者</u>」……と読み替えるものとする。(一部省略)</p> |
| <p>被選挙権を有する者</p> | <p>(中央選挙管理会) 第 5 条の 2 2 (中央選挙管理会)の委員は、国会議員以外の者で参議院議員の<u>被選挙権を有する者</u>の中から国会の議決による指名に基いて、内閣総理大臣が任命する。</p> |
| <p>選挙人名簿に登録された者</p> | <p>(投票立会人) 第 38 条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における<u>選挙人名簿に登録された者</u>の中から、本人の承諾を得て、2 人以上 5 人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前 3 日までに、本人に通知しなければならない。</p> <p>2 投票立会人で参加する者が投票所を開くべき時刻になつても 2 人に達しないとき又はその後 2 人に達しなくなつたときは、投票管理者は、その投票区における<u>選挙人名簿に登録された者</u>の中から 2 人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち合わせなければならない。</p> <p>(開票立会人) 第 62 条 公職の候補者は、当該選挙の各開票区における<u>選挙人名簿に登録された者</u>の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前 3 日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。(一部省略)</p> <p>8 第 2 項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は選挙の期日の前日までに 3 人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に 3 人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参加する者が開票所を開くべき時刻になつても 3 人に達しないとき若しくはその後 3 人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区における<u>選挙人名簿に登録された者</u>の中から 3 人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。(一部省略)</p> |

○ 公職選挙法以外の法律において影響がある規定

| 規定の種類 | 法律名 | 規定 |
|-----------------|---------------|---|
| <p>選挙権を有する者</p> | <p>検察審査会法</p> | <p>第 4 条 検察審査会は、当該検察審査会の管轄区域内的の衆議院議員の<u>選挙権を有する者</u>の中からくじで選定した 11 人の検察審査員を以てこれを組織する。</p> |
| | <p>民生委員法</p> | <p>第 6 条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、<u>当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法の児童委員としても、適当である者</u>について、これを行わなければならない。(一部省略)</p> |

| | | |
|---------------|----------------------------|---|
| | 最高裁判所裁判官 国民審査法 | (審査権) 第4条 衆議院議員の選挙権を有する者は、審査権を有する。 |
| | 人権擁護委員法 | (委員の推薦及び委嘱) 第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。 |
| | 裁判員の参加する 刑事裁判に関する 法律 | (裁判員の選任資格) 第13条 裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、この節の定めるところにより、選任するものとする。 |
| 被選挙権を 有する者 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 | (任命) 第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。(一部省略) |
| | 警察法 | (委員の任命) 第39条 (公安委員会) 委員は、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないものの中から、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て、任命する。(一部省略) |

[参考] 被選挙権年齢の見直しに関する学説

参議院の機能と役割を「衆議院に対して参議院を異質的なものたらしめる」ことをあくまでも追求し、そのために被選挙権年齢についても衆議院議員の被選挙権年齢と異なる年齢にすべきであるとするのであれば、被選挙権年齢は満30歳ではなく、さらに高い年齢(例えば、満40歳)とすることが考えられるべきである。また、「衆議院に対して参議院を異質的なものたらしめる」ことを追求するにしても、そのことと被選挙権年齢とは切り離して考えるべきであるという立場に立てば、参議院議員の被選挙権年齢は、衆議院議員の被選挙権年齢と同じ年齢として差し支えないということになる。「衆議院に対して参議院を異質的なものたらしめる」ことを追求しないのであれば、参議院議員の被選挙権年齢を衆議院議員の被選挙権年齢よりも高い年齢とする必要は全くない。後二者の考え方に立つ場合、衆参両院議員の被選挙権年齢を選挙権年齢よりも高い年齢とすることが妥当であるかどうか、検討が必要である。その検討にあたっては、選挙権年齢を満18歳とするのであれば、被選挙権年齢を選挙権年齢と同じ満18歳とすることも視野に入れられるべきものとする。(田中宗孝「被選挙権年齢も見直しを」26、27頁 都市問題 2007年7月)

(2) 民法

民法については、 の4参照。

(3) 少年法

選挙権年齢や成年年齢を引き下げた場合に、これに合わせて少年法の少年年齢を引き下げるか否かについては、意見が分かれている。

少年法
(少年、成人、保護者)
第2条 この法律で「少年」とは、20歳に満たない者をいい、「成人」とは、満20歳以上の者をいう。

公明かつ適正な選挙の確保を目的とする公職選挙法と非行少年の保護を目的とする少年法とでは立法趣旨が異なっており、少年年齢の引下げと選挙権年齢の引下げは切り分けて議論すべき

との意見¹⁷、18歳以上20才未満の者は、児童福祉法や児童虐待防止法等によって社会的保護の対象となる児童でもなければ、刑事罰の対象となる成年でもないあいまいな立場に置かれており、満18歳以上という年齢によって年齢規定を統一すべきとの意見¹⁸がある。

これらの意見に対しては、まず、仮に少年年齢を現行のままとすれば18、19歳の少年が選挙違反を犯しても、少年法が適用され保護処分となり、選挙権が停止されない例がでてくるとの指摘、次に、仮に選挙権年齢と連動させて少年年齢を18歳未満とすれば、高校三学年には少年法が適用される生徒と適用されない生徒が混在することになり、同一の罪を犯したとしても、刑事罰が科される生徒と科されない生徒との間に不公平が生じるおそれがあるとの指摘が報じられている¹⁹。

¹⁷ 小林庸平公述人の発言「衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会議録」6頁 平成19年4月5日

¹⁸ 嶋津格「法と年齢規定-法律行為・犯罪・投票-」 都市問題 2007年7月

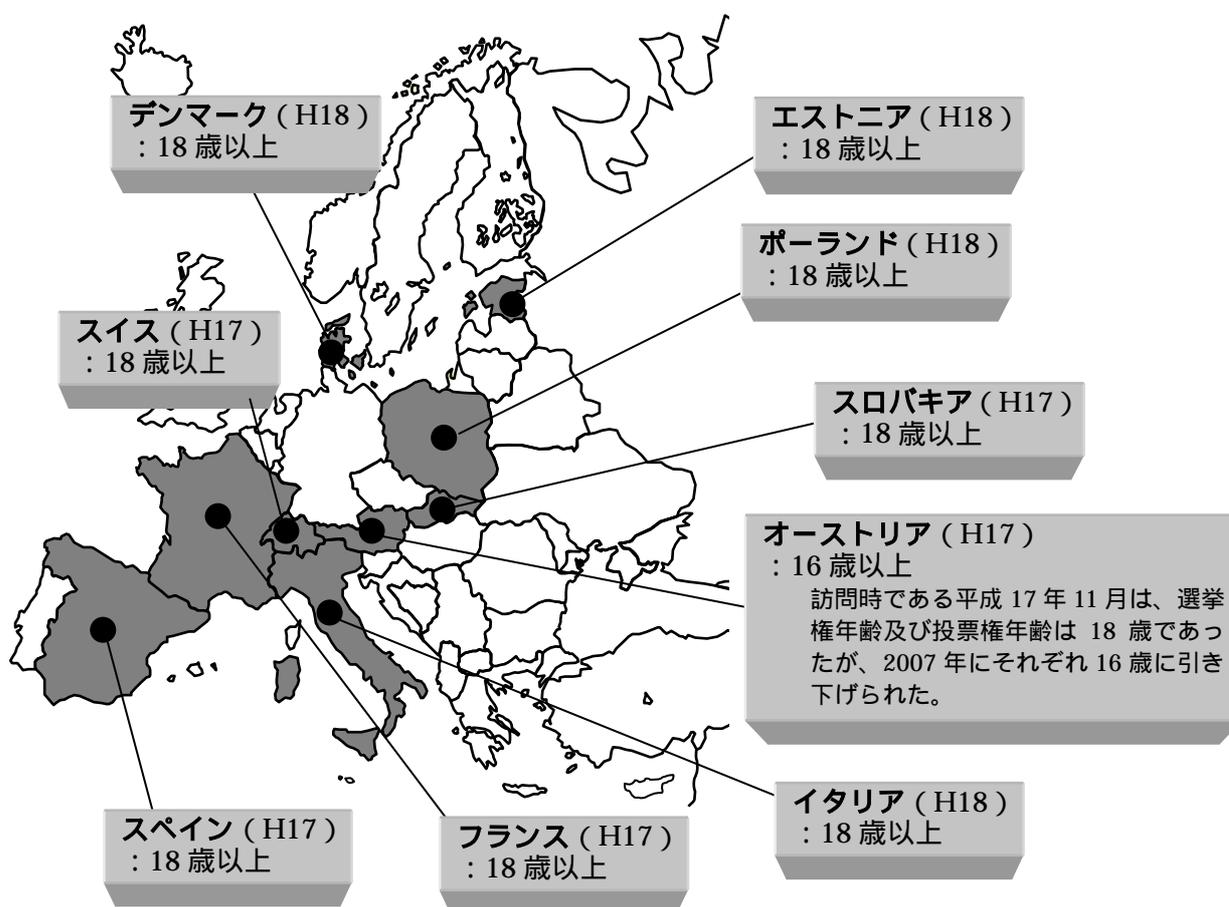
¹⁹ 東京新聞 2007.4.11

諸外国の状況

1 諸外国における選挙権年齢及び投票権年齢

諸外国においては、選挙権年齢を18歳以上とするのが標準となっている（下院についてのみ）。また、憲法改正国民投票（一般的国民投票を含む。）の投票権年齢は、平成17年及び18年における衆議院調査議員団の海外調査結果によれば、訪問国いずれにおいても、国政選挙の選挙権年齢と同一年齢であった²⁰。

平成17年・18年衆議院調査議員団訪問国における投票権年齢



「世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢（下院）（国立国会図書館の調べ）」によれば、選挙権年齢が判明している190の国・地域のうち、我が国より

²⁰ 『衆議院欧州各国国民投票制度調査議員団報告書』（平成18年2月）、『衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団報告書』（平成18年10月）

選挙権年齢が高い、又は我が国と選挙年齢が同じ国・地域は 15 か国（アラブ首長国連邦（25 歳）、オマーン、ガボン、クウェート、コートジボアール、サモア、シンガポール、トンガ、フィジー、マレーシア、レバノン（いずれも 21 歳）、カメルーン、台湾、ナウル、バーレーン（いずれも 20 歳））に過ぎない。

なお、被選挙権年齢については、選挙権年齢より高く設定されている国・地域が大半であるが、選挙権年齢と同じ 18 歳以上の者に下院議員の被選挙権を認めている国としては、イギリス、ドイツ、カナダ等がある。

2 主要国（G8）における各種法定年齢

主要国（G8）における投票権年齢は、国政レベルの国民投票制度が置かれていない国を除き、選挙権年齢（下院についてのみ）と同じ 18 歳以上である。刑事法上の完全責任年齢（少年法の適用の対象から外れる年齢）及び民法上の成年年齢についても、選挙権年齢と同様に、原則として 18 歳が基準となっている。

【資料】主要国（G8）における各種法定年齢

（国立国会図書館資料《2008.12》等を参考にして事務局において作成）

| 国名 | 選挙権 | | 被選挙権 | | 国民投票 | 刑事 | 民事 |
|--------|-----|----|------|-------|--------|-----------|-----------|
| | 下院 | 上院 | 下院 | 上院 | | | |
| 米国 | 18 | 18 | 25 | 30 | - | <u>18</u> | <u>18</u> |
| 英国 | 18 | - | 18 | 21 | 18 | <u>18</u> | <u>18</u> |
| フランス | 18 | 18 | 23 | 30 | 18 | 18 | 18 |
| ドイツ | 18 | - | 18 | 18 | - | 18(21) | 18 |
| イタリア | 18 | 25 | 25 | 40 | 18 | 18 | 18 |
| カナダ | 18 | - | 18 | 30-75 | 18 | 18 | <u>18</u> |
| ロシア | 18 | - | 21 | 30 | 18 | 18 | 18 |
| 日本(参考) | 20 | 20 | 25 | 30 | 18(20) | 20 | 20 |

英国、ドイツ、カナダ及びロシアでは、上院議員は任命等により選出される。
 下線部は、当該法定年齢が地域により異なっているため、米国ではカリフォルニア州、英国ではイングランド、カナダではオンタリオ州の規定による年齢によっている。
 刑事の括弧は、例外的に少年裁判所で扱うことができる年齢である。

住民投票における投票権年齢

公職選挙法上、選挙権を有することの効果として、各種住民投票の投票権を有する（地方自治法 76 条（議会の解散請求） 80 条（議員の解職請求） 81 条（長の解職請求） 261 条（特別法の住民投票） 262 条（同）市町村合併の特例に関する法律 4 条（合併協議会設置の請求））が、地方自治体によっては、独自の住民投票条例を制定することにより、公職選挙法上の選挙権年齢よりも投票権年齢を引き下げている例がある。とりわけ、「平成の大合併」を契機とした合併の賛否を問う住民投票において、その例が目立つ。

20 歳未満の者に投票権を認めた住民投票の例

